

第十六回 参議院厚生委員会會議録第十号

昭和二十八年七月七日(火曜日)午前十時四十九分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 肇潤君
委員 高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
有馬 英二君

委員外議員

北 勝太郎君

政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
厚生省環境衛生部長 高田 浩運君
厚生省衛生局長 安田 巖君
厚生省社会局長 草間 弘司君
事務局長 常任委員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員 常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○健康保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○日雇労働者健康保険法(内閣送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣送付)

第八部 厚生委員会會議録第十号

○国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○未帰還者留守家族等援護法案(内閣送付)

○社会保険審査官及び社会保険審査会法案(内閣送付)
○医師等の免許及び試験の特例に関する法律案(内閣送付)

○財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案(内閣送付)
○食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○畜場法案(内閣提出、衆議院送付)
○民生委員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(堂森芳夫君) これより厚生委員会を開会いたします。審議の都合上、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、健康保険法の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法、内閣提出の分、船員保険法の一部を改正する法律案、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、夫帰還者留守家族等援護法案、社会保険審査官及び社会保険審査会法案、医師等の免許及び試験の特例に関する法律案、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案、右法案全部を一括して議題

といたします。提案理由の説明を願います。
○政府委員(中山マサ君) 只今議題となりました厚生年金保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

厚生年金保険におきましては、最近の社会的経済的趨勢の推移に鑑みまして、健康保険法と同様に、強制適用の範囲を土木、建築、教育、研究、調査、疾病の治療、助産その他医療及び社会福祉等の事業にまで拡張いたしますると共に、事務的簡素化を図る等のために、標準報酬は毎年一回定時に決定することにしたと存じます。又、本法の障害給付の喪失認定時期は、健康保険法による療養の給付期間満了の時となつておりますが、今回、同法の療養の給付期間を三年に延長することに改正いたしました。と存じますので、これに伴いまして、所要の改正をいたしたいと存じます。

以上が、厚生年金保険法の一部を改正する法律案を今国会に提案した理由でございますが、何とぞよろしく御審議の上、速かに可決されまじやうお願い申し上げます。
健康保険法の一部を改正する法律案につきましても提案の理由を説明申し上げます。

健康保険事業は、創設以来今日まで二十六年の間種々の悪条件を克服して、よく発展の途を辿つて参りました。が、特に終戦後は著しい普及率を示した社会保険の中核として労働者の生活安

定に、ますます大きな役割を果しつつあるのであります。併しながら未だ本制度の適用を受けない者もまた相当の数に上つておりました。本制度の拡充に對する要望は極めて強く、又他面において、最近の社会的経済的趨勢の推移に應ずる必要がありまので、ここに次のような諸点について、法律改正を致したいと存するのであります。

先づ改正の第一点は、現行の適用範囲を拡大し、新たに、土木、建築、教育、研究、調査、医療、通信、報道、社会福祉及び更生緊急保護の事業を適用事業とすること。
第二点は、標準報酬を現行最低二千元から最高二万四千円までの十九等級を改め、三千元から三万六千円の二十等級とすると共に、標準報酬の決定を定時に行うこと。
第三点は、療養の給付期間を現行二年から三年に延長することでありま

す。以上、改正法案の内容のあらましを説明申し上げた次第であります。御審議のうえ何卒速やかに御決定されんことを切望するものであります。
船員保険法の一部を改正する法律案を審議せられるに当りまして、本法案の提案理由を説明申し上げます。

今回の改正は、船員保険制度の拡充を図るため、療養の給付、傷病手当金及び家族療養費につきましても、その支給期間を一年延長して、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日以後三年を限度とすることと共に、これに關

連して廃疾の認定の時期等について所要の調整を行い、以て被保険者の福祉を増進することにしたのであります。

以上が、船員保険法の一部を改正する法律案を今国会に提出した理由であります。が、何とぞ速かに、御審議の上可決されまじやうお願い申し上げます。
国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案の提出理由につきましても御説明申し上げます。

御承知の通り保険者の診療報酬の未払いを解消し、国民健康保険の再建整備を助成するため、第十三国会におきまして国民健康保険再建整備資金貸付法が議決せられ、公布施行を見たのであります。が、更にこの貸付金額を増額し、再建整備計画を促進いたしますために、この改正案を提案する次第であります。

改正の第一点は、現行法では昭和二十六年度末までの診療報酬の未払を昭和二十九年年度までの間に解消することになつておりますのを、昭和二十七年年度までの診療報酬の未払を昭和三十一年度までの間に解消するように改める点であります。

改正の第二点は、貸付対象額は、現行法では未収保険料の百分の五十となつておりますのを、百分の八十に引上げて貸付金を増額し、これに伴い、保険者が未払い診療報酬の支払いに充てるべき自己資金が、現行法では貸付金額と同額となつておりますのを、貸付金

額の四分の一相当額に引下げ、保険者の負担の軽減を図るよう改める点であります。

改正の第三点は、現行法による昭和二十七年年度における貸付の実績は当初の予定の約二分の一に過ぎず、これは貸付金額が少いためでありますので、本改正案におきましては、昭和二十六年年度未済の未払い診療報酬の支払いに充てさせるため、昭和二十八年年度におきましても貸付金を貸付けることができるものとし、前に申述べました改正に倣つて、その貸付対象額を増額することができるよう改正したいと存じます。

以上がこの改正法律案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを御願ひする次第であります。

日雇労働者健康保険法案につきましても、その提案理由を説明申し上げます。健康保険制度は広く一般被用者を対象としていたものでありまして、被用者全部に本制度を適用することが望ましいのは、申すまでもないところであります。政府といたしましては、昨年以來鋭意調査検討を重ねて参りました結果、別途提案いたしております健康保険法の一部改正法律案により、その適用範囲を拡張いたしますと共に、各方面の要望に応え、ここに日雇労働者健康保険法を提案申上げた次第であります。本制度を健康保険法と別個の制度といたしましたのは、日雇労働者の就労の実態に照し、健康保険の制度と同一の運営を図ることが困難であると考へたからであります。

次に法案の要点について申し上げます。第一に、適用の対象といたしましては、先ず健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者を被保険者として健康保険との制度的均衡を図ると共に、失業対策事業又は公共事業に就労する者を被保険者として日雇労働者の生活実態に即するよう配慮いたしました。

第二に、保険給付につきましても、保険料負担の点を考慮いたしまして被保険者及び被扶養者に対し、健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給することとし、その期間は三ヶ月といたしました。なお、療養の給付又は家族療養費を初めて受けようとする日の属する月の前二ヶ月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されていることを受給要件として、日雇労働者の就労の実態と日雇労働者に対する失業保険との調整を考慮することといたしております。

第三に、保険料につきましても、日雇労働者に対する失業保険の方法を探り入れ、一級と二級とに区分して、事業主に印紙をもつて納付させることにいたしましたのであります。以上、法律案の概要について説明申し上げましたが、本制度は取りあえず健康保険の最も主体をなす療養の給付及び家族療養費を内容として制度の発足を企図いたしましたわけでありまして、なお、将来諸種の要件の具備を待つて、漸次その充実を図りたいと存する次第であります。以上を以て提案の理由を説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御決定あらんことを切望いたします。

只今議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の提案理由について、御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等の援護につきましては、第十三国会において、戦傷病者戦没者遺族等援護法が成立し、昨年四月一日から施行され、十分とは申せないにしても、国家補償の精神に基き処遇が行われるに至つたことは、これらのかたんの心情と生活の実情にかえりみて、誠に喜びに堪えないところであります。今回、援護の措置をさらに強化するため、この法律の一部を改正することといたしました。ここにその理由及び内容の概要につき御説明いたします。

第一に、太平洋戦争中旧国家総動員法に基いて設立された船舶運管会の運航する船舶の乗組船員は、戦時中軍人軍属と同様の戦争危険にさらされ、兵員、軍需物資等の輸送にあたり、又前線作戦に参加する等全く軍人軍属と同様の任務に服していたものであり、その危険の程度は、軍人のそれに比肩し、あるいはそれ以上に及んでいたとあります。これらの事情に鑑み、右の船員を、この法律の援護の対象とすることが極めて緊急と存じますので、新たにこれを軍属の範囲に加えた次第であります。

方四千円でありましたのを、十八万一千円から二万四千円に、遺族年金につきましては、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序により、先順位者とその他の遺族に区分し、一人につき二万五千二百円、五千円にいたそうとするものであります。

第三に、旧軍人恩給の復活に伴い、従前この法律により援護しておりました旧軍人又はその遺族につきましても、原則として恩給法に転移することになりませんが、これに伴い、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護と恩給法による恩給との間に、支給対象の重複が生じますので、所要の調整を行ひ、その間懸隔の生じないように措置いたしましたこととあります。

なお、この法律は、恩給法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。新たに軍属の範囲に加えました船舶運管会の運航する船舶の乗組船員の遺族に支給する弔慰金の支給につきましては、昭和二十七年四月一日に、これらの遺族等に対する年金の支給並びに年金額の引上げ等につきましても、本年四月一日に遡つて適用することといたしました。次に、これらの措置を講じますのに必要な経費につきましても、障害年金及び遺族年金支給に要する経費約二十八億円、遺族国庫債券の元利金支払に要する経費約百三十億円、更生医療等に要する経費約五億円、その他必要な事務費が昭和二十八年年度予算に計上されているのであります。以上提案理由につきまして御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、速かに議決あらんことを切望する次第であります。

只今議題となりました未帰還者留守家族等援護法の提案理由について御説明申し上げます。

従来未帰還者のうち、もとの陸海軍に属していた者で、まだ復員していない者、即ち未復員者に対しては「未復員者給与方法」が適用され、又ソ連及び中共地区内の邦人であつて「ソ連地域内の未復員者と同様の実情にある者」、即ち特別未帰還者に対しては、「特別未帰還者給与方法」が適用され、本人に対する毎月額千円と扶養手当を一定の親族に支払ふことによつて留守家族の援護が行われているのであります。又未帰還政府職員に対しても留守家族援護の見地から、「一般職の職員」の給与方法に適用され、「一般職の職員」の専任規則が適用され、その扶養親族には月額二千四百三十八円から一万八千八百円までの俸給に加えて扶養手当が支払われているのであります。併しなから、終戦後既に相当の年月を経過した今日においては、このような俸給支給の建前は極めて不自然な姿となつておるのみならず、種々不都合も生じておりますので、むしろ今日の段階においては端的に留守家族を援護するという見地から措置することが妥当であると思ひましたのであります。よつて、この際、これらの法令を廃止し、留守家族そのものを対象とし、より実情に即した援護を行いますとともに、従来未復員者給与方法によつて行われていた各種の給与方法等によつて行われていた目的とする未帰還者留守家族等援護法を制定しようとするものであります。次にこの法律案の概要について御説明申し上げます。

先づこの法律案で規定する未帰還者

の範囲であります。第一は、元の陸海軍に属しまだ復員していない者、第二は、昭和二十年八月九日以降、ソ連、中共地区内において生存していたと認められる資料がある一般邦人であつて、自己の意思によつて帰還しないと認められる者以外の者、第三には「平和条約第十一条に掲げる裁判」により拘禁されている者を含むのであります。

次にこの法律案による援護を受けることができる留守家族の範囲は、未帰還者が本邦に残している妻、不具障疾の夫、十八歳未満又は不具障疾の子、六十歳以上又は不具障疾の父母、配偶者がなく、且つ、扶養する直系血族のない父又は母、十八歳未満又は不具障疾の孫及び六十歳以上又は不具障疾の祖父母であつて、未帰還者が帰還してゐるとすれば、主としてその者の収入によつて生計を維持していると認められるものであります。

先順位のものに對しまして、留守家族手当として月額二千円を支給し、なお、他に前述の留守家族がおります場合には、一人当り月額四百円を加給することといたしてゐるのであります。なお、この法律案にいう未帰還者のうちには状況不明となつてゐる者も含まれてゐるのであります。長年月に亘つてその状況が判明しない未帰還者について無期限に留守家族手当を支給することとは、必ずしも当を得た措置とは申されませんが、この法律案においては、留守家族が留守家族手当を受けることができる期間を一定期間に限定したてゐるのであります。

つき今後とも努力いたさなければならぬといふのであります。特にこの法律案におきましては、国は未帰還者の状況について調査究明に努めなければならぬ旨の規定を設けてゐる次第であります。

次に、この法律案による援護として、未帰還者が帰還したとき、帰郷旅費として一人につき千円から三千円までを、但し、十八歳未満の者にはその半額を支給することとしたのであります。未帰還者のうち未復員者及び引連における未復員者と同様の実情にあつた者が、帰還した後必要がある場合には一定の条件を備える者につき療養の給付を行ひ身体に障害を残してゐる場合には、最高三万八千円から千六百円までの障害一時金を支給し、又外地において右に述べた状態にあつた未帰還者が死亡した場合には、その遺族に對し遺骨埋葬費として三千円、遺骨引取経費として二千七百円を支給することといたしてあります。

なお、未復員者給与法、特別未帰還者給与法の廃止及び未帰還政府職員に對する給与の支給を止めたのに伴ひ、従前これらの制度によつて俸給等の支給を受けていた者が、この法律案により留守家族手当の支給が受けられぬ場合、或いは、その額がこの法律施行の際、従前受けていた額より少い場合において、従前の実績を保障いたし、且つ、恩給法の一部改正、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正等に伴う調整その他二、三の点につき、所要の措置をとつたのであります。

これらの措置の施行に要する経費は全額国庫負担でありまして、留守家族手当の所要経費六億六千万円、帰郷旅費の所要経費六百万円、遺骨埋葬経費及び遺骨引取経費の所要経費五千八百万円、療養費、障害一時金に要する経費三億一千万円、廃止した旧法令に基く未支給分の給与及び旧法令からこの法律への切替に當つての実績保障に要する経費その他二億六千万円、事務費三百万円、計約十二億九千七百万円を計上いたしてゐる次第であります。

以上がこの法律案の概要であります。慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを切望する次第であります。只今議題となりました「医師等の免許及び試験の特例に関する法律案」について、その提案の要点を説明致します。

第一は、昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内に在つて昭和二十八年三月二十三日以降引揚げた者、すなわち今次の引揚者であつて、医師法第三十六条第三項又は歯科医師法第三十三条第三項の規定に該当するものについて、昭和三十年十二月三十一日まで、従前の規定によつて医師免許又は歯科医師免許を受けることができるようにしたのであります。

第二は、今次の引揚者のうち、医師法第三十六条第三項若しくは第四項又は歯科医師法第三十三条第三項若しくは第四項の規定に該当するものについては、医師国家試験予備試験又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格を、昭和三十一年十二月三十一日まで、認めたいのであります。第三は、今次の引揚者のうち、引揚の直前に診療エックス線技師の業務を行つていたもの又は引揚前に引き続き

三年以上診療エックス線技師の業務を行つていたものについて、引揚げた日から三月以内に氏名、年齢、業務に従事していた施設の名称等の事項を届け出させ、業務の暫定的継続を認めるとともに、厚生大臣の行う試験を経て診療エックス線技師免許を受けることができるようにしたのであります。

第四は、今次の引揚者のうち、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内においていわゆる看護婦の業務を行つていたものについて、昭和三十一年三月三十一日まで、看護婦試験の受験資格の特例を認めようとするものであります。

以上が本案の内容であります。何とぞ速かに御審議の上、可決せられるようお願いいたします。只今議題となりました社会保険審査官及び社会保険審査会法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

我が国の社会保険は、昭和二年に健康保険法が施行されましたのを初めといたしまして、逐次進歩改善を遂げて来たのであります。今日健康保険の被保険者は、被扶養者を含めると約二千万人、船員保険の被保険者は同じく約四千万人、厚生年金保険の被保険者は約六百九十万を算するに至つたのであります。国民生活の安定に寄与すること甚だ大であります。それに伴ひまして、これら保険の被保険者及び事業主の権利保護の問題も、著しく重要性を帯びて来たのであります。現行制度におきましては、健康保険

法、船員保険法及び厚生年金保険法に基く保険給付の処分不服のある被保険者は、各都道府県に置かれておりまするところの、独任制の社会保険審査官に審査の請求ができ、その社会保険審査官の決定に不服のある者は、厚生省に置かれておりますところの、社会保険審査会に審査の請求ができることになつてゐるのであります。又保険料の賦課、徴収、滞納の処分不服のある事業主は、社会保険審査会に審査の請求ができることとなつて居るのであります。が、いずれの場合におきましても、社会保険審査会の決定に不服でない場合におきましては、裁判所に訴出することになつて居るのであります。

この制度は、健康保険法の施行とともに創設せられたのであります。最近におきます社会保険審査会に對する審査請求事件数は逐年増加し、現行制度の下においては各委員の努力にもかかわらず、現在既に百六十件の審査請求が未処理となつて居るのみならず、別途提案申上げて居ります健康保険及び厚生年金保険の適用範囲の拡大並びに日雇労働者健康保険の創設、又この法案による審査事項の拡張によりまして、審査請求件数は、ますます増加するものと予想されるのであります。本制度本来の目的である簡易迅速に被保険者及び事業主の権利を保護救済するという実を挙げることが困難となつたのであります。これが今回本法案を提案するに至つた理由であります。これによつて、審査の能率を挙げると共に、その公正を期したいと考ふる次第であります。

次に法案の要点について申し上げます

第一に、社会保険審査会の構成であります。現行の審査会は、公益、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する非常勤の委員によつて構成されておりますが、これを内閣総理大臣が国会の承認を得て任命いたしますと、この、特別職たる非常勤の委員長及び委員二名をもつて組織することとしたのであります。他面現行制度におきまして、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する委員が果して参りま

第二に、審査事項であります。これは従来保険給付及び保険料の賦課、徴収、滞納処分にかぎられておつたのであります。健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法の一部改正に伴ひまして、標準報酬に関する処分につきましても、審査の請求を認めることとしたのであります。

第三に、審査手続であります。被保険者及び事業主の権利救済に万全を期するため、この機会に若干の整備を行なつたのであります。

以上をもちまして、提案の理由を御説明申し上げます。提案の理由を御説明申し上げます。提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のように、元の軍人軍属で公務により死亡した者の遺族に對しまし

て過去における戦争の犠牲者として国が援護の手を差し延べることは、元來國としての当然の責務であると考えられるにもかかわらず、終戦後においては、諸種の事情のため、十分に援護の手を差し延べることができなかつたのであります。昨年、講和独立の機会に際しまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、戦没者の遺族に對しまして初めて大巾な援護が実施されたのであります。これらのかたが、前途にはなお幾多の問題が横たわつておるのであります。

この度政府は、これらの遺族援護対策の一環として旧財団法人軍人会館が所有していた国有財産たる建物を、米駐留軍より近く我が國に返還された際、財団法人日本遺族会に無償で貸付け、遺族の福祉を目的とする事業の用に供することによつて幾分たつとも遺族援護に役立たせたいと考へた次第であります。これがこの法律案を提出しようとする根本的趣旨であります。

次にこの法律案の概要について説明申し上げます。

第一に、財団法人日本遺族会に對する遺族の福祉を図るため、旧財団法人軍人会館が所有していた国有財産たる建物が、米駐留軍より返還された後において、その建物をその使用に必要な敷地とともに、無償で貸し付けることができることとしたのであります。

第二に、貸付財産の用途を宿泊所、集会所等の利用、生活相談、育英事業等遺族の福祉を図るため、必要な事業の用に供することに制限したことであります。

第三に、貸付契約の解除、役員等の職等必要な監督規定を設けたことであります。

以上がこの法律案の概要であります。何卒慎重御審議の上、速かに可決せられんことを御願ひ申し上げます。

委員(堂森芳夫君) 只今の議案の質疑は、いづれも次回に譲ることにはいたしませんか。

委員(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

委員(堂森芳夫君) 次に食品衛生法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願ひます。御質疑ございませんか。

それでは私からちよつと聞きますが、実際問題としてどの辺からどれくらいの乳製品だとか肉だとか、あるいは肉が入つてくるのですか、どういふ危険が実際にあるのですか、そういう例があつたかどうか。

政府委員(楠本正康君) 昭和二十七年におきまして外国から輸入せられた食糧は、小麦等の主食を中心としておまして総量約五百万トンに達しております。これらの輸入先の国々は主食は主として米、小麦、大豆、ダイオウ等の南方諸國であります。又、小麦はカナダ等からも入つております。その他乳製品、砂糖等は主として北米から入つております。又肉類は最近輸入が極めて少いのであります。最近沖繩から若干入つておりますが、大部分はこの主食が問題でございます。

なおこれらによる危険はどの程度か

というお話でございますが、従来私どもが検査をいたしました結果によりますと、総検査件数は件数にいたしまして約二千七百件、これは総輸入件数の約一〇%に当りますが、このうち昭和二十七年におきましては、約一〇%の点で衛生上危害ありとして処分いたしましたものが約二百件と記憶いたしております。

なお主食について申し上げますと、昭和二十七年におきまして米におきましては総計七件、約五千トンが処分されております。小麦は合計十八件で十七万七千トンが処分をされております。その他乳製品十四件三千トン、その他合計五件二万三千トンといふものが検査の結果廃棄その他の処分を受けております。併し二十八年度になりましては比較的成績がよろしく、麦につきましては今までまだ処分した例がございません。ただ米につきましては先般南方から輸入せられた米約五件総計二千二百トンが処分の対象となつております。以上でございます。

有馬英二君 今の主食の中で、米の黄変米といふことを前によく新聞に載せられました。この報告の七件のうちどれくらいあつたのですか二十八年度のですか。

政府委員(楠本正康君) 二十七年中及び二十八年度現在までに米につきまして検査の結果処分したものは、大部分は御指摘のように黄変米でございます。ただ一部は黄変米でなく、単に微かひどい、とても食用に適さぬといふもので処分したのも若干ございます。

政府委員(堂森芳夫君) 牛です。朝鮮牛は相当入らないのでございますか。

政府委員(楠本正康君) 生牛、生きた牛はこれは農林省の輸入になつております。肉類につきましては、現在は朝鮮から入つておりません。先ほども申し上げましたように、沖繩から若干最近入つておる実情でございます。

廣瀬久忠君 検査に當つておる検査官ですが、どういふ具合に組織されて、どういふふうな配置されておりますか。それについて。

政府委員(楠本正康君) 現在主要の港七港に國の食品衛生監視員が配置されておまして、これらがこの輸入食糧の都度、抜取り検査をいたしております。そこで抜取り検査の結果、極めて簡単な検査を要するものは大阪、東京及び神奈川の国立衛生試験所にサンプルを送りまして検査に従事いたします。なおこれらの検査に従事いたします國の職員は、合計三十七名でございます。

廣瀬久忠君 これは貿易関係でなかなか重要な仕事であらうと思つて、三十七名ぐらいで七港に對して配置されておる、そういうふうなことでどうにかやつて行けるものでしょうか。

政府委員(楠本正康君) 只今申し上げましたように、輸入の件数というものは極めて歴大に亘つておるので、私どももいたしましては勿論全品検査が理想でございます。併しながら只今御指摘のような僅か三十数名では、全品検査はできませんので、抜取り検査をいたしておるわけであり、現在までの実績は昭和二十七年

におきましては総数二千七百件を検査いたしております。これは総輸入件数の約一〇〇％に相当いたしております。併し一〇〇％の検査で安全かということになります。私どももいたしましては少くも五〇％程度は抜き取り検査をいたしたいと、かように考えておる次第でございますが、併しながら一方、国の財政的な条件等もございまして、現在にはかような人数でどうやら最善を尽して仕事をいたしておる次第でございます。

○委員長(堂森芳夫君) ほかに御質疑ございませんか、別に御発言もございませんようですから質疑は尽きたものと認めることに御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

○中山藤彦君 討論省略して採決の動議を提出いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の中山君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それでは質疑を打ち切り討論を省略採決いたします。食品衛生法の一部を改正する法律案を原案の通り可決することに賛成のかたは御筆手を願います。全会一致でございます。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名
大谷 登潤 高野 一夫
中山 壽彦 西岡 ハル
横山 フク 廣瀬 久忠
有馬 英二

○委員長(堂森芳夫君) 署名漏れはございませんか。署名漏れはないと認めます。

なお本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次に、畜場法案を議題といたします。御質疑を願います。委員外議員北勝太郎君から発言を求められておりますが、これを許すことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。北君の御発言を許可いたします。

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と場の道府県知事が許可をするところの最低限度の設備内容、これについて伺いたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) 簡易と場の施設の基準につきましては、と畜、消毒室、汚物処理施設、検査室、給水施設というようものを考えております。極めて簡便な施設でございます。

○委員外議員(北勝太郎君) 一体どれくらいの面積と金がかかるのですか、金額で。大よそのことでもいいのですか、

○政府委員(楠本正康君) と殺殺の目標によつてもおのずから異なつて参りますが、一応私どもは十坪程度、工費にいたしまして、設備費にいたしまして約四十五万円程度を考えております。

○委員外議員(北勝太郎君) 次に伺ひたいことは第九条の場外と殺のことでありまして、それに除外規定がありまして主として自己及び同居者の食用に供するもの、こういうことの解釈につきましては、これは過般農林委員会でも厚生当局からの御答弁によりまして非常に窮屈な解釈をしておられるようでありまして、一体一年未満の牡犢とか或いは豚など相当多量の肉量があるものでありまして、これをただ一軒の家で食つてしまふと言われても実は大変無理な話だと思つております。で、法は許しておるけれども実際できない相談だということになつて来るのであります。そこで農村では農民栄養の改善の見地から各戸で飼つているものを順次に今月はこの家、今月はこの家という具合にと殺して、その都度用いる習慣のある地方があるのであります。が、こういうような場合において少くとも私はその共有のものはこれは共有者の家族も共に食べられるようにする必要があると思つておりますが、この点について、もう少し広い解釈の仕方をお願いしたいと思つて、こういう考えを持つておるのであります。一体衛生的に見ましても自分の家と自分の家の家族が食つてもいいというものは共有しておるものが食つたから、それで衛生上に非常に害があるというようものは、ない、こういう具合に受取れるのであります。そこでこの

問題は農村の栄養改善上も、或いは畜産の振興上に重大な関係がある問題でありますから、もつと広い解釈をしてもらふように是非お願いしたい、こう考えるのであります。当局の御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) このと畜場法の趣旨は獸畜のと殺は原則としてと場内でこれを行うという方針で進んでおります。と場外でと殺をする場合はいろ／＼な衛生上の障害、或いは環境衛生上等の障害も出て参りますので、努めてと場を使つてと殺をするということでございます。併しながらそのために現在のようにと場が大と場主義であつてはなからそれができないので、そこで只今御指摘のような点を緩和するために、特に必要な箇所には簡易と場の設置を奨励することとした次第であります。従いまして自家用と殺をいたします場合にも努めてこの簡易と場を使つて頂きたい、簡易と場さえ使つて頂けば、それが如何に多くの人達にその肉を配るうが、自家用にしようが、私どもとしては支障ないものと考えております。そこでと場外の自家用と殺の問題でございます。が、この問題はいろ／＼な点で障害の起る危険性もございしますので、私どももいたしましては一応この主として自己及びその家族というふうに規定してございまして、そこでこの法文の意味でございます。従いまして共同飼育の場合であります。従いましてこの近所隣りにありまして、或いはこの近所隣りにと殺した肉を配る場合におきましても、只今申しましたように社会通念上少数の範囲ということでこの御判断を

願いたいと存じます。従いまして私どももいたしましては必ず一家だけで食べなきやならないというものではないと存じまして、要するにその範囲が少数ということで考えて参りたいと存じます。

○委員外議員(北勝太郎君) 民法では共有の原則を認めておるのであります。併しこの法では共有ということ認められないというはずはないと思つております。即ち共有者がこれを共有者の連名で届出で、その届出た人だけがその肉を分けるといふことは何れも差支えないことのように思われるので、今の御説明、非常に漠としておつて私にははつきりわからぬ、共有の範囲なら差支えないとか或いは極く近所で僅かばかり分けるのは差支えない、これは法律的にはちよつと困ると思つて、何か共有というふうなことは認めて、その範囲で届出た者に対してはこれを許すというのでなければならぬ、ただちよつと考えただけで、近所に僅かばかり分ける、僅かといふことは法律じゃわからない、ですから、その点の見解を聞きたい。

○政府委員(楠本正康君) ここに申します共有という考え方は、所有権と違つた意味でこの法律は考へておるわけでございます。従いましてたとえ所有権が大勢の者にありましても、それをお互いに食べ合ふといふことはおのずから違つたことと考へておるわけでありまして、それは只今申しましたように衛生上の危害を恐れておるからであります。併しながら今も御指摘のように、必ずしも一家だけでこれを処理するといふことは余りに行過ぎではないかと思つて、そこでやはりくどいよう

ございすが、社会通念上少数の範囲ならば危険の度合もそれだけ分布が少なくなりからして、少数ということであらうと地方の実情等を考慮して考えていいものだと存じます。殊に未検査の肉からはばく／＼いろ／＼な障害も出ております。なお現在年間にと殺されず畜畜の頭数は豚を含めまして約三百万頭を超えておりますが、これらのうち三〇％というものは何らかの形において一部なり或いは全部なりが廃棄処分付せられておるわけでございすが、さうな点を考えますと、やはりこのと場外自家用と殺はでさるだけ少数にしたい。その代りと場外を使つて頂けば如何に大幅に自家用と殺を行つても、これは農村の栄養改善のために大いに結構なことであるかと、かように考えておる次第であります。

○委員外議員(北勝太郎君) 少数と申しますが、その解釈の仕方ではばく／＼農村等では警察当局との間にいろいろ問題が起るようであります。そこで一つ法文的に何人まではよろしいとか、どういふ程度ならよろしいということを法文の上にはつきりしておくことが必要だろかと考へるのであります。

○政府委員(楠本正康君) これはやはり何人まではよろしいというようなことは、地方の実情もありませんので、むしろきめずに、社会通念上少数というほうが法の運営上便宜かと存じます。ただここで強いてこの人数のことを申上げますれば、共同してと殺をする場合の、と殺そのことを行う場合の人数というふうなことがおのずから対象になるかと存じます。例えば一頭の

豚をと殺いたしますのに、手伝いその他を含めまして何人かの人間がこれにかかつてと殺をすることになります。これがこれに關与した人間の範囲というふうなものが一応少数という具体的な数字になるのじやなからうかと考へております。

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と場外を非常に進められておるのであります。住民の少い僻地の農村等におきましては、先ほど言われたように最小限度でも四十五万円かかるというような施設はなかなか持てない。従つてその不備につけていこうと考へると、と場外と殺が事実上行われると、こう考へるのであります。もう少しその範囲を狭げてもらう必要があると思つております。手伝人に限るといふことではないかと考へて。

○政府委員(楠本正康君) その辺は極めて地方の事情もあることと考へて、必ずしも何人まではよろしいといふことは具体的に言へんと存じます。ただ例を挙げて少数とおのずから常識的に何人くらいかといふことになりますれば、と殺に従事する近所隣りの仲間といふような意味になるのではなからうかと存じます。なお只今御指摘の僻地の地といふような所につきましても、この法律案にございしますように、特に都道府県知事がこの辺は一殺と殺もと場外でやつてよろしいといふ認可をしますればそこで行われるわけでありま。併しその場合にはやはり係官が出張いたしまして食肉の検査をする、或いは生体の検査をするといふことになりま。従いましてさうな場合には当然と場外と殺が認められるわけにございします。

○委員外議員(北勝太郎君) 係官がさういふ場合に現地に出張して下さるというところでありますが、それはやはり経費はと殺者が負担しなければならぬのですか。

○政府委員(楠本正康君) それは府県の行います検査については正規の検査手数料を頂戴いたします。○委員外議員(北勝太郎君) そりすると検査手数料を出せば係官が出張してくれるのですか。

○政府委員(楠本正康君) その通りでございます。別に旅費その他は当然府県が負担します。○委員外議員(北勝太郎君) 僅か三貫か二貫の肉に対してそれだけの検査手数料を納めれば、それで係官が出て来てくれるとは私は思わないのであります。が、国家の仕事をさういふことは利害關係は考へずに届出をすれば来てもらへるかどうか。

○政府委員(楠本正康君) と場外自家用と殺の場合には、届出でいいわけでございます。従つてこの場合には必ずしも検査が行われるかどうかは別な問題でございます。私が只今申上げましたのはと場が極めて遠い僻地の地におきましてはと場外で殺すことができませんので、止むを得ずと場外と殺をする、それは地域的な問題でございます。その場合は第九條に規定してございします。が、都道府県知事が特にこの場所とはと場外と殺は止むを得ないといふふうな考えられた場所についてのみ出張いたしまして、一々検査することに相成つております。

○委員外議員(北勝太郎君) 係官がさういふ場合に現地に出張して下さるというところでありますが、それはやはり経費はと殺者が負担しなければならぬのですか。

○政府委員(楠本正康君) それは府県の行います検査については正規の検査手数料を頂戴いたします。○委員外議員(北勝太郎君) そりすると検査手数料を出せば係官が出張してくれるのですか。

○政府委員(楠本正康君) その通りでございます。別に旅費その他は当然府県が負担します。○委員外議員(北勝太郎君) 僅か三貫か二貫の肉に対してそれだけの検査手数料を納めれば、それで係官が出て来てくれるとは私は思わないのであります。が、国家の仕事をさういふことは利害關係は考へずに届出をすれば来てもらへるかどうか。

○政府委員(楠本正康君) と場外自家用と殺の場合には、届出でいいわけでございます。従つてこの場合には必ずしも検査が行われるかどうかは別な問題でございます。私が只今申上げましたのはと場が極めて遠い僻地の地におきましてはと場外で殺すことができませんので、止むを得ずと場外と殺をする、それは地域的な問題でございます。その場合は第九條に規定してございします。が、都道府県知事が特にこの場所とはと場外と殺は止むを得ないといふふうな考えられた場所についてのみ出張いたしまして、一々検査することに相成つております。

○有馬英二君 ちよつとそれに関連して、北海道で僻地の村において間々あることとありますが、それは自分の家で牛を飼つたり、馬を飼つたり、それが野外飼育をしておるといふと、自分で綱をぐる／＼捲いて首を締めて馬が死んだり牛が死んだりしておる。そのうする自分の家でそれを解体して自家用になる、さうすると僻地の地ですが、村の人が二、三人或いは四、五人みんな手伝いに来て大きい刀を持つて来て自分たちで鉦々馬を、或いは牛の肉を切り取つて解体するわけなんです。さうしてその解体の報酬として若干の肉をみんなもらつて行つて食うといふことがあつちでもこつちでも至るところで行われておる、さういふのはこれはどうも一々肉の検査をやるとか何とかいふことは到底今の北委員も言われました。が、実際に行われておらんと存じますが、それはどの条項に当てはまるかといふことをちよつとお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) この自家用と殺をこの法律案におきまして認めておりますのは、豚その他の小動物を意味いたしております。従いまして只今御指摘の牛或いは馬等になりますれば、これは自家用と殺はできないことに相成ります。そこで只今のお話のようにならうとしたらいいかといふことになりま。これは切迫と殺としてと殺をさるべきものと存じます。従つてその場合にはその現場におきましてと殺なり、或いは死体になつたものを特にと場まで持つて行つてと場で解体をいたしまして検査を受けて使用する、さういふことに相成ります。従いましてと場で解体して検査を受けました以上は、これを自家用に使つても一向差支えない、さういふことに相成ります。

○政府委員(楠本正康君) この自家用と殺をこの法律案におきまして認めておりますのは、豚その他の小動物を意味いたしております。従いまして只今御指摘の牛或いは馬等になりますれば、これは自家用と殺はできないことに相成ります。そこで只今のお話のようにならうとしたらいいかといふことになりま。これは切迫と殺としてと殺をさるべきものと存じます。従つてその場合にはその現場におきましてと殺なり、或いは死体になつたものを特にと場まで持つて行つてと場で解体をいたしまして検査を受けて使用する、さういふことに相成ります。従いましてと場で解体して検査を受けました以上は、これを自家用に使つても一向差支えない、さういふことに相成ります。

○政府委員(楠本正康君) この自家用と殺をこの法律案におきまして認めておりますのは、豚その他の小動物を意味いたしております。従いまして只今御指摘の牛或いは馬等になりますれば、これは自家用と殺はできないことに相成ります。そこで只今のお話のようにならうとしたらいいかといふことになりま。これは切迫と殺としてと殺をさるべきものと存じます。従つてその場合にはその現場におきましてと殺なり、或いは死体になつたものを特にと場まで持つて行つてと場で解体をいたしまして検査を受けて使用する、さういふことに相成ります。従いましてと場で解体して検査を受けました以上は、これを自家用に使つても一向差支えない、さういふことに相成ります。

○政府委員(楠本正康君) この自家用と殺をこの法律案におきまして認めておりますのは、豚その他の小動物を意味いたしております。従いまして只今御指摘の牛或いは馬等になりますれば、これは自家用と殺はできないことに相成ります。そこで只今のお話のようにならうとしたらいいかといふことになりま。これは切迫と殺としてと殺をさるべきものと存じます。従つてその場合にはその現場におきましてと殺なり、或いは死体になつたものを特にと場まで持つて行つてと場で解体をいたしまして検査を受けて使用する、さういふことに相成ります。従いましてと場で解体して検査を受けました以上は、これを自家用に使つても一向差支えない、さういふことに相成ります。

○有馬英二君 そのと場までそれを持つて行くのに何里もかかるというふうな非常な、北海道は御承知のように北見、根室あたりへ行くといふと、一村が十里或いは二十里四方もあるような所があるので、とてもそんなところへ一々死んだからといつて、担いで行つて、実際にそんなところで解体をするといふことはできないのです。だからさういふような僻地において、自家用に大きな動物でもしなければならぬ、うつちやつておくと腐つてしまつてどうにもならんわけですから、どうして村の人が殺して食うに違ひないので、さういふときに法律にひつつかからないように、何か特別な措置を認めるということですね。

○政府委員(楠本正康君) これは先ほどもお答え申上げましたように僻地の地におきましては、と場外と殺を知事の認可によつて認めております。従いまして、只今御指摘のような場所は、と場外と殺の場所として認められておれば差支えないわけにございします。従つてさういふ場合にはむしろ進んで保健所等に御連絡頂きまして、検査員を至急お呼び頂くことが安全かと存じます。

○高野一夫君 先ほど検査手数料だけ払えば旅費なんか要らずに検査をするといふお話でしたが、これは簡易と場における検査ですか。自家用と殺の場合も検査の必要がありますか。

○政府委員(楠本正康君) 検査手数料は只今申しましたと場外と殺へ出張して検査をいたします場合でも、或いはと場内において検査をいたします場合でも差支ございません。同じようにこれを徴収することになつております。

○高野一夫君 先ほど検査手数料だけ払えば旅費なんか要らずに検査をするといふお話でしたが、これは簡易と場における検査ですか。自家用と殺の場合も検査の必要がありますか。

○政府委員(楠本正康君) 検査手数料は只今申しましたと場外と殺へ出張して検査をいたします場合でも、或いはと場内において検査をいたします場合でも差支ございません。同じようにこれを徴収することになつております。

○高野一夫君 自家用と殺の場合は検査の必要はこれに全然ないんですか。

○政府委員(楠本正康君) よく見てお

○高野一夫君 このと場外の自家用と

○政府委員(楠本正康君) と場外自家

○高野一夫君 私手数料ばかりのこ

○政府委員(楠本正康君) これは一番

○高野一夫君 まず、私はおかし

○政府委員(楠本正康君) 勿論危険な

○高野一夫君 もうその点で質問を

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と殺

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と殺

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と殺

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と殺

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○委員外議員(北勝太郎君) 簡易と殺

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 どうも話がわからない

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

この法律は飽くまでも場内と殺とい

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

○政府委員(楠本正康君) 個人が簡易

○高野一夫君 場内と殺が趣旨であ

が、そういう点についても別に何か御判断、先ほど来質問がいろいろと出たのですが、別に新しいお考えは湧きませんか。

○政府委員(楠本正康君) この問題はなか／＼むずかしい問題でありまして、衛生上の安全さというものを考えます場合、技術的な、極めて厳格な意味を考へますれば、むしろこの無検査でよろしいような自家用と場外と殺は一切認めないことが正しいと存じます。併しながらさようなことになりますと、一方畜産の振興というようなことも必ずしもいい結果を生みませんし、又農村の榮養改善その他から考えまして又支障が出て来る、かようなところでの辺に調和させるかというところが極めてむずかしい問題だと存じます。一方これを余り無下に許してしましますと、これは畜産の振興或いは榮養の改善になるかも知れませんが、一方では危険が伴う、ルーズになつてしまふ。ところが余りこれを認めないというところになると、又窮屈になるというふうなことで、どの辺に調和点を求めるかということが極めてむずかしい問題だと存じます。かような書き方をしているわけでございます。別にこれは十分まあ御批判によりまして別に変えてはならぬというものではございませんが、非常に何と申しますか、どの辺に調和点を求めるかということがこれはむずかしいので、この辺でまあ調和点を求めたつもりでございます。

○高野一夫君 併し先ほど来北委員に對する御答弁、御説明から考へても、単に自分だけではない、同居者だけではないということをはつきりあなたはおつしやつておるんだから、その趣旨は厚

生省の通達なり何なりで地方の末端にまで徹底されるつもりであるかと思ふ、それがいい場合に更に又末端から末端まで徹底するかどうか、或るところはいいところと或るところはいいところというふうな場合があるから、誤解のないような私書き方が必要じゃないかと思ふ。

○政府委員(楠本正康君) 農林当局と一応取りましました運営上の覚書のようなものがございまして、一応読んでみます。屠殺は、実際に屠殺を行う者が主として自己及びその同居者の食用に供することを目的とする場合に限られるが、その場合その数名の者が共同して屠殺を行う場合の、その共同した数名の者がそれぞれ主として自己及びその同居者の食用に供する目的で行う場合を含むものと解釈する、但しその数名の人数の範囲は、社会通念上一頭の獸畜を共同して屠殺するのに通常予想される程度の人数であるべきことは当然であり、又本法は運営上は屠畜場が近距離にない場合におけるやむを得ぬ場合の方法であつて、でき得る限り自家用の屠殺も屠畜場を利用する趣旨であることも又当然のことと解釈する。

○高野一夫君 そういう農林省との申合せを早くおつしやればいいんですけど、今承つたわけだけども、その申合せ事項に該当するようないんことをここに盛つたらどうですか。あのほうの趣旨は別ですが、そういうふうな解釈すると言つたところで解釈する人もあるであらうし、しない人もあるであらうし、これは實際いろいろの仕事につかつて、地方のほうに本省の解釈通りに行かん場合が相当あると思ふ。

いろ／＼の誤解が起ると思ふ。殊に農村であるわけですから警察も介在しますし……。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘のようには、しばしば末端におきましては、解釈の不徹底その他から行き過ぎ、或いは又逆な場合もございまして、そこでこの問題は極めてデリケートな半面もありまして、農林省からもかような趣旨で、経済当局、農林当局に御示達を願う、私どものほうからもこの解釈を地方に徹底いたしまして、できるだけそこにその解釈上の差から生ずる摩擦等のないように努めたいという念願でございまして、従つて私どももあらかじめ農林当局と覚書を交換してあるわけでございます。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言ございませぬですか。これはどうですかね、簡易と畜場で病気の家畜類が殺される率が殖えるという危険はございませぬですか、どうですか。

○政府委員(楠本正康君) 簡易と場と申しましても検査のやり方、扱い等が簡易であるという意味ではございませぬ。検査は一般と場も簡易と場もやり方に差はございませぬ。ただ簡易と場というのとは従来使い慣れた言葉でありますために、この言葉を使用したしましたがる、要は簡易と場ではなくて養豚、羊とか、豚とかいう小動物の専用と場であるというふうにお考えを頂きたいと存じます。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

○中山善彦君 討論を省略して直ちに採決されんことの動議を提出いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の中山君の動議に御異議ございませぬか。

○委員長(堂森芳夫君) 高野委員は中山さんの動議に賛成するわけですか。

○高野一夫君 そうでございます。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それでは質疑を打ち切り討論を省略して採決いたします。と畜場法案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でございます。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名
大谷 盛潤 高野 一夫
中山 善彦 西岡 ハル

横山 フク 廣瀬 久忠
有馬 英二

○委員長(堂森芳夫君) 署名洩れはございませぬか。署名洩れはないと認めます。

なお本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次に民生委員法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて下さい。それでは安田局長から前国会の改正法律案と違ふ点を二、三説明して頂きます。

○政府委員(安田巖君) この前御審議願いました改正案と大体同じことと存じますけれども、その後民生委員側、或いは府県のほうの側から改正案につきましていろいろ意見が出ました。そういう意見を容れまして民生委員の任期を、現在三年になつておりますけれども、途中でやめたり、死んだ人がありましたときにその都度補つておるわけでございます。そういういたしましたという、補欠の民生委員の任期がやはり又三年になりますものですか、ばら／＼になつたわけでございます。そうすると、ただ一人やめましてもすぐに推薦委員会を開いて、そうして絶えず推薦委員会を開いてやらなきゃならぬという不都合がございましての

○委員長(堂森芳夫君) 別に御発言もございませぬようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

で、これを一定しようじやないか、そこで補欠の委員の任期は一口に申しますという、前任者の残任期間を受け継ぐものだと、こういう規定を入れたわけでございます。そのほかは変わったところはございません。

○有馬英二君 第八条のうちの第二項ですか、委員の数が非常に殖えたように思うのですが、どういう意味ですか、市町村の議会の議員、民生委員、その他第七まで書いてあるのですが、第七ですか学識経験のある者ですか、全員で何人になりますか。

○政府委員(楠本正康君) これはここに書いてございますように、各項目のうちで二人以内となるから一人乃至二人ということになります。最小の場合でございますと七人ということになりますし、最大の場合を考えますと十四人になります。これは従来の実績から申しますと、決して殖えるのじやなくしてむしろ少くなるのではないかと、私も私どもも気持しております。

○有馬英二君 私は余り委員の数が多くないほうがいいんじゃないかと思うのですが、又村ですが、絶えず学識経験のある人がそうあるとは限らないでしょうし、そういうことからみますと、数は余り多くないほうがまゝとまりがいいし、まあこれはこうした工合に書いてありますから、このうちからどの項に相当する人を選んで、差支えはないのでしょうか、実際においてはやはり四名くらいしか集まらないじやないかと私は思うのですが、実情はどうなんですか。

○政府委員(安田巖君) 小さい村で御心配のようなことがあるかと思ひますけれども、この案で申しますという

と、先ほど申しましたように大体一人集まるのじやないかというふうに思っております。それから従来は、こういうふうにいたしましたのは、実は地方庁のかたや、或いは民生委員のかたがた自体からも非常に希望がありまして、大体そういう御希望の案を私どもは採用いたしましたのでありますけれども、推薦委員会が従来のように「市町村の議会の議員、社会事業の奥施に

関係のある者、その他学識経験のある者」から適当な選び方をしろというようにいたしましたすと、実情は非常に村々によつて偏してございまして、構成が。そこで今の推薦会の実情を見ますと、町村議会議員の人が一番多いというふうな実情で、そういうふうな点からいろいろ意見がござい

ますので、こういうふうに入れますほうが万遍なくいろいろな人を入れまして、そこで或る程度そういう構成の比重がこれできめてあるということによつて適当な人が出るのじやないかと、これは非常に皆さんが要望されておる事項を入れたわけでございます。

○中山善彦君 この法案は前国会の厚生委員会が全会一致で決定した法案であります。本会にかかるとなつておつたものですからそのままになつておりますが、この前国会の法案と民生委員の任期の問題が適当に修正されて出てきたのであります。直ちに採決されることの動議を提出いたします。

○委員(堂森芳夫君) 只今の中山君の動議に御異議ございませんか。
○委員(堂森芳夫君) 御異議ないと思ひます。

それでは質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたします。民生委員法の一部を改正する法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは御挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員(堂森芳夫君) 全会一致でございます。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。
多数意見者署名
大谷 善淵 高野 一夫
中山 善彦 西岡 ハル
横山 フク 廣瀬 久忠
有馬 英二

○委員(堂森芳夫君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはないものと認めます。
なお、本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願いと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(堂森芳夫君) 御異議ないと思ひます。
それでは本日はこの程度で散会いたします。
午後零時二十三分散会

昭和二十八年七月二十四日印刷

昭和二十八年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局